

令和 5 年 9 月 1 日

被保険者のみなさまへ

ワールド健康保険組合

柔道整復師(整骨院・接骨院)の受療者に対する照会について

平素より当健康保険組合の事業運営に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では医療費適正化事業の一環として厚生労働省指導のもと「柔道整復師（整骨院・接骨院）での施術内容等の照会」を実施しております。

このたび、柔道整復師の請求及び支払業務を、株式会社ケーシップに業務委託することと致しました。つきましては、株式会社ケーシップから整骨院・接骨院で受診された被保険者様へ、受診内容や負傷原因について郵便にてお問い合わせを行う場合がございます。

皆様の貴重な保険料を適正に使用するために、ご理解とご協力をお願いいたします。

【概 要】

① 株式会社ケーシップより被保険者あてに負傷原因や施術内容等の照会文書を送付いたします。

② 記入後の照会文書については、同封の返信用封筒を使用しご返送ください。

※柔道整復師への療養費のお支払いは、照会文書のご回答の到着をもって行います。
すみやかなるご返送をお願いします。

なお、個人情報保護法に基づき業務委託先との間で「ご回答いただいた内容は、施術内容等を確認する為のみに使用し、それ以外の目的には一切使用しない」旨の契約を交わしております。

（上記委託先については、プライバシーマーク(登録番号 14700081(06))も取得済みです）

以上



適正な療養費を 申請するための

安心な接骨院選び 3つのポイント

ポイント

1 施術内容や料金について正しい説明がある

- 痛みの原因が外傷性か否かは、保険を適用するかの判断に用いられます。

痛みの原因を把握せずに施術が行われることはありません。

- 保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。

保険適用となる施術料はクーポン券や回数券などによる割引きはありません。

- 国家資格者であるか確認しましょう。

国家資格者	国家資格	内 容	施 設
	医師	医行為	医療機関
	柔道整復師	柔道整復	接骨院
	はり師・きゅう師	鍼灸	鍼灸院
国家資格者	あん摩 マッサージ指圧師	あん摩 マッサージ指圧	マッサージ院
	無資格者	特定の資格を要しない	定められた術はない
			整体・カイロ・その他

ポイント

2 広告事項を正しく守っている

- 接骨院の広告は柔道整復師法で制限されています。

看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。



「健康保険が使えます」などの表記は違反です。

肩こり・腰痛・整体・カイロ・スポーツ障害の表記も違反です。

接骨院は
看板に“骨盤矯正”
“交通事故”などの
表記はできないよ。



ポイント

3 領収証を必ず発行する

- 柔道整復師は、患者に対して領収証を無料発行することが義務づけられています。



領収証は施術を
証明する大切なもの。
毎回きちんと受け取ろう。

日付

柔道整復師名
(接骨院名)

(例) 領 収 証

健保 一郎 様

保険分合計	600 円
① 一部負担金	180 円
② 保険外	200 円
合計金額 (①+②)	380 円

〇〇 年 〇 月 〇 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 1-2-3

施術所名 〇〇 接骨院

氏名 柔道 整太郎

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

金 額

領収印



接骨院は上記のポイントを参考に、慎重に選びましょう。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。

- 接骨院にかかる際は、「いつ・どこで・どうして負傷したか」を柔道整復師に伝えましょう。
- 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、第三者の行為による被害の届出など必要な書類を健保組合へ提出してください。

接骨院の施術には保険適用になる施術とまらない施術があります。

保険適用となる施術

(外傷性が明らかな負傷)

- 負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび(不全骨折)
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ(挫傷)



※内科的原因による疾患は含まれません。

※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

※骨・腱・筋・関節・靱帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

(病気による痛み、原因不明の痛み)

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷
(健康保険ではなく労災保険の適用)

- 接骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。
- 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。

保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です。

あなたに代わって
柔道整復師が請求します。
申請内容をきちんと
確認して署名を!!

署名のチェックポイント

- ✓ 申請書には保険適用と説明をうけた負傷名のみが記載されているか確認しましょう。
- ✓ 申請書は暦月ごとに申請されますので、その月に接骨院へ通院した日の確認もしましょう。
- ✓ 代理署名は例えば手を負傷して筆記具が持てない場合などに限られ、その際は代理署名を確認して押印しましょう(印鑑をご用意ください)。



柔道整復施術療養費支給申請の手続き【受領委任払い】



医療費のお知らせは必ず内容をチェック!

チェックのポイント



いつ? 誰が?

どこへ? (〇〇医院など)

何日、何回?

いくら? (本人の負担額・健保組合の負担額)

内容に心当たりがない、
不明点がある場合は、
健保組合までご連絡ください。

健保組合では、医療機関などにかかった方へ医療費のお知らせを通知しています。
領収証と照らし合わせて、必ず内容をご確認ください。

※名称や発行方法(郵送やwebなど)は健保組合ごとに異なります。

医療費の
支払いのための
患者照会に
ご協力ください。

